

## 規程管理システム

乙第 1,3 号証

## 特任教員給与規程

2010年3月16日制定

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪経済大学の特任教員の給与に関する事項を定める。

## (賃金構成)

第2条 賃金の構成は、基本給、増加担当手当、夜間勤務手当、大学院担当手当、北浜キャンパス担当手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当とする。

## (基本給)

第3条 基本給は、専任教員の給与体系表のそれぞれの最高月額 $\frac{2}{1}$ とし、個別の雇用契約帯で定める。

## (増加担当手当)

第4条 増加担当手当は、1週4コマを超えて授業を担当する場合に、1週1コマ当たり月額12,000円とする。

## (夜間勤務手当)

第5条 夜間勤務手当は、次のとおりとする。

- (1) 6時限 1週1コマ当たり月額6,000円
- (2) 7時限 1週1コマ当たり月額8,000円

## (大学院担当手当)

第6条 大学院担当手当は、1週1コマ当たり月額12,000円とする。

## (北浜キャンパス担当手当)

第7条 北浜キャンパス担当手当は、1週1コマ当たり月額0,000円とし、北浜社会人大学院および北浜イブニングスクールの授業を担当する教員に支給する。

## (扶養手当)

第8条 扶養手当は、次に掲げる者で特任教員と生計を一にし、主としてその特任教員の扶養を受けている者がいる場合に支給する。ただし、「特任教員A」には支給しない。

- (1) 配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)
- (2) 満18才未満の子および孫
- (3) 満60才以上の父母および祖父母(養子の場合は養父母およびその両親に限る。)
- (4) 満18才未満の弟妹
- (5) 2親等以内の親族で重度障害者
- (6) 上記(1)～(4)に該当する者で、1年を通じ年金・恩給・遺族扶助料・雇用保険・資産所得または事業所得等がある場合は、その合計年額が130万円未満であること。ただし、60才以上の高齢者である場合または厚生年金法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害である場合は、年額180万円未満であること。
- (7) 満18才以上、満24才未満の子、孫または弟妹で学校教育法に規定する学校に在学する者。ただし、その旨の事実を証明する書類を毎年4月末日までに提出した者に限る。
- (8) 外国の法により設置された学校であっても日本国内における各種学校もしくは予備校に相当する学校に在学している場合は、支給認定の対象外とする。

2 扶養手当の月額額は、次のとおりとする。

## 規程管理システム

2/3 ページ

(1) 前項第1号に該当する場合 18,000円

(2) 前項第2号から第5号に該当する場合 9,000円

(住宅手当)

第9条 住宅手当は、次のとおりとする。ただし、「特任教員A」には支給しない。

(1) 世帯主（独立生計を営む世帯の長をいう。）

月額 21,000円

(2) 非世帯主

月額 15,000円

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、経済的かつ合理的な経路で算出した3ヵ月定期運賃相当額とする。ただし、上限は月額5万円とする。

(賃金の締切日および支払日)

第11条 賃金は、毎月1日から末日までの分を原則として当月の20日に支給する。ただし、支給日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給することがある。

(賃金の控除)

第12条 賃金の支払いに際して、所得税など法令に定められた金額を控除する。

(期末手当)

第13条 期末手当は、基本給の3ヵ月分とする。

(退職給与)

第14条 退職給与は、次のとおりとする。

(1) 「特任教員A」には支給しない。

(2) 「特任教員B」の退職給与額は、退職要因により、退職の日における基本給月額に在職期間に応ずる下表の支給率を乗じて得た額とする。ただし、特任教員就業規則第11条第1号から第5号に該当する場合は支給しない。

(単位：ヵ月)

勤続年数	退職要因	自己都合	法人都合
1年		0.48	1.20
2年		1.12	2.64
3年		1.76	4.08
4年		2.40	5.52
5年		3.04	6.96
6年		3.84	8.40

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会が行う。

## 規程管理システム

3/3 ページ

### 附 則

- 1 この規程は2010年3月16日に制定し、同年4月1日から施行する。  
なお、この規則の施行に伴い、「特任教員の任用に関する規程施行細則」を廃止する。